

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年5月23日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	26番	鈴木正夫	委員
27番	伊藤定夫	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
3件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 5 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 27 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、21 番太田忠治委員、22 番菱木信治委員を
指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番と 2 番は賃借権に関する件、番号 3 番
は所有権移転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 3 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番から 3 番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第
3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 2 番 　　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 番 　　番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち
切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

事務局 　　番号1番は、宅地拡張用地として、現況畑280㎡の内199㎡に計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電施設用地として、畑1,880㎡の内1,155.42㎡に計画する
ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考え
ます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 　番号1番について、住宅が手狭となったため宅地を拡張したいとの事です。申請地は第2種農地と思われます。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

21番 　番号2番について、太陽光発電施設を計画するものです。申請地は第3種農地であり、転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。

なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、番号3番について、審議・採決いたします。熱田委員は退席をお願いします。

（熱田委員退席）

議 長 　熱田委員が退席しましたので、番号3番について事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号3番を議案書を基に朗読】

事務局 番号3番は、水耕栽培施設用地として、現況畑計2,945.6㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 番号3番について、水耕栽培用施設用地として、現況畑計2,945.6㎡を借り受け計画するものです。横芝光町の尾垂地区にバイオマスプラントを建設し発酵処理後に出る消化液を加工し当該施設の液肥として野菜生産に利用する計画となっています。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議長 関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

21番 申請者は、過去に農地転用等に関して始末書を数回提出している経過があり、計画の実現性に疑問があります。併せてバイオマスプラントとメタンプラントの違いについて、バイオマスプラントの計画地の概要と稼働時期が解れば教えてください。

事務局 バイオマスプラントとメタンプラントの違いについてですが、本施設はバイオマスプラントでメタン発酵させる施設を計画しているとのことです。

バイオマスプラント施設は、横芝光町尾垂地区にある豚舎跡地に建設を計画しており、敷地の面積は約8,000㎡でその中に40t/日、処理できる施設を計画しているとのことです。

施設の設置には、国の認可が必要となり当該申請を本年3月に国へ申請済とのことです。審査は約3か月を要することから、国からの認可は6月頃と見込んで、現在施設建設の準備をしているとのことです。なお、工期は約4か月間を要するので、年内に稼働できる見込みとのことです。

水耕栽培施設についても、バイオマスプラントの認可後直ちに、建設着工できるよう準備を進め、プラントの稼働時期と併せて稼働できるよう計画をしているとのことです。

22番 申請面積が登記簿面積の内数となっていますが、理由を教えてください。

2番 現地を確認したところ、申請地は水田を埋め立てし、畑となっている場所と水田のままの場所がありました。申請者へ確認したところ周囲の農地に影響を及ぼす恐れが無いよう水田部分を残しているとのことでした。今回は、畑の部分へ施設を計画しています。

事務局 事業計画に基づいた、妥当な面積であると理解しています。

26番 今回の申請が許可された場合、地目変更が可能となりますが、地目変更後農地法での指導が可能ですか。

事務局 申請のと通りの施設が建設された後に、地目変更が可能となりますが、地目変更後に施設内容が変わった場合は、農地法での指導は困難ではないかと思います。

26番 バイオマスプラント事業と本申請は関連性が深い事案ですので、許可にあたっては関係する事業の進捗状況に十分配慮されるよう意見を付してはどうでしょうか。

21番 バイオマスプラント施設の認可の後に、転用申請の手続きをしても事業の進捗に影響はないと思います。

25番 バイオマスプラント施設は、家畜の糞尿処理問題を解決するための施設だと思います。今回の水耕栽培施設はバイオマスプラント施設と関連性があると思いますが、水耕栽培用の施設としては問題がないと思います。

21番 本申請に対して反対はしていませんが、バイオマスプラント事業の認可と併せて、農地法の許可を交付されるよう意見を付して頂きたいと思いません。

議長 暫時休憩します。

議長 会議を再開します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について申請者が別に計画している、バイオマスプラント事業と関係が深い事業なので、許可にあたっては関係する事業の進捗状況に十分配慮されるよう意見を付け、許可相当とし、県へ進達したいと思いますが、これに御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について採決に入ります。

バイオマスプラント事業と関係が深い事業なので、許可にあたっては関係する事業の進捗状況に十分配慮されるよう意見を付け、許可相当とし、

県へ進達することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番については、左様決定いたしました。

(熱田幸子委員 着席)

議 長 熱田幸子委員が着席しましたので 引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、専用住宅用地及び通路用地として、現況畑計361㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、資材置場用地及び車両置場用地として、現況畑計1,047㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請者は現在両親と同居していますが、家族が増えたため、手狭となり新たに父より現況畑計361㎡を借り受け専用住宅及び通路を計画するものです。農地区分はJR八日市場駅から500m以内の農地のため第2種農地であると思われ、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

10番 番号2番について、申請人は土木関連の事業を営んでいますが既存の資材置き場と車両置き場が手狭となったため、新たに現況畑計1,047㎡を譲り受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑4筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、16番久古浩二委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、16番久古浩二委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。
議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
利用権の中途解約に係る通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、平成28年5月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。